

文部省(文)第123号

櫻井製紙工場労働争議ニ関スル件(第五報)ニ付

労働部

第123号

昭和五年九月廿七日  
労働部  
労働局長  
櫻井製紙工場労働争議ニ関スル件(第五報)ニ付

労働部第三三四六号

昭和五年九月廿七日

警視總監 丸山鶴吉

1747

内務大臣 安達謙藏  
社会局長 官啓

櫻井製紙工場労働争議ニ関スル件(第五報)ニ付

要旨 前報後報面労働争議ニ見折衝セルニ相互初期ノ主張ノ回報シ  
其ノ程度不調ニ終リ依然労働争議ノ態度強硬ナリ

標記労働争議前報後ノ状況左記ノ通り